

厚木市国土強靱化地域計画改定方針(案)

1 計画改定の趣旨

厚木市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という。）は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」及び「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」に基づき、いかなる災害等が発生しようとも最悪の事態に陥ることが避けられるような強さとしなやかさを持った安全で安心な社会を平時から作り上げていくため、本市における防災・減災施策を客観的に分析・整理し、更なる充実を図ることを目的としています。

市地域計画をより実効性のあるものとするため、年内に変更される基本計画及び国や県の国土強靱化に関する動向等を踏まえ見直しを行うとともに、防災・減災施策における民間事業者等の連携等を整理し、市地域計画に反映するものです。

2 計画の概要

市地域計画は、近年多発している自然災害等の大規模災害や事故等（以下「災害等」という。）の発生時に、国、地方自治体及び民間企業との連携をより確実なものとし、災害等による被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興を可能とするものです。

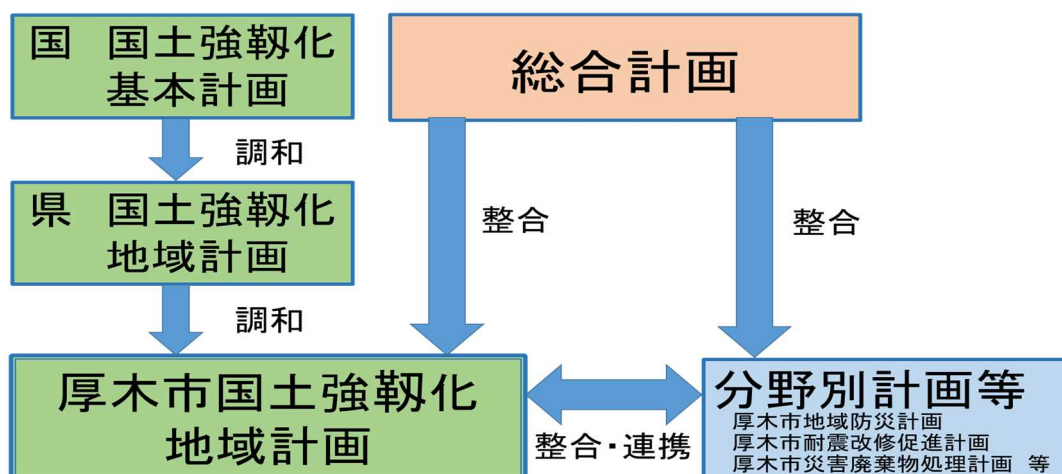
【国・県の動向】

平成 25 年 12 月	基本法制定（国）
平成 26 年 6 月	基本計画策定（国）
平成 29 年 3 月	神奈川県国土強靱化地域計画策定（県）
平成 30 年 12 月	基本計画見直し（国）
令和 3 年 3 月	市地域計画策定
令和 4 年 3 月	神奈川県国土強靱化地域計画改定（県）
令和 5 年	基本計画見直し（国）【予定】

3 計画の位置付け

市地域計画は、本市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である厚木市総合計画（以下「総合計画」という。）や厚木市地域防災計画等の分野別計画等と整合等を図る計画として位置付けています。

＜市地域計画と総合計画の関係＞



4 改定の進め方

市地域計画をより実効性のあるものとするため、年内に変更される基本計画及び国や県の国土強靱化に関する動向等を踏まえ見直しを行うとともに、防災・減災施策における民間事業者等の連携等を整理し、市地域計画に反映するものです。

なお、市民の多様な意見を計画に反映するため意見交換会及びパブリックコメントを実施するほか、民間事業者に対しアンケート調査を実施するなど、幅広く市民の意見を聴取し、市地域計画の改定を実施します。

5 主な改定内容

(1) 「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」の整理

現行計画においては、本市の国土強靱化の推進に向けて4つの基本目標を掲げ、基本目標を達成するために必要な8つの「事前に備えるべき目標」及び33の「起きてはならない最悪の事態」を設定しています。

国が基本計画の見直しに伴い実施した脆弱性評価の結果（令和5年4月）において、近年の災害等からの教訓や社会情勢の変化等を踏まえた新たな観点を追加し、また、個々の災害等の明確化、ライフラインの重要性・関連性等を踏まえた再整理等による見直しが行われ、「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」が設定されました。

再設定された内容を本市の防災・減災対策の視点で整理し、市地域計画に反映するものです。

■ 「脆弱性評価の結果（令和5年4月）」で示された内容

事前に備えるべき目標

1	あらゆる自然災害に対する直接死を最大限防ぐ。
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ。
3	必要不可欠な行政機能を確保する。
4	経済活動を機能不全に陥らせない。
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

（事前に備えるべき目標に対する起きてはならない最悪の事態を整理）

起きてはならない最悪の事態

35の起きてはならない最悪の事態を設定。

新設及び統合された内容は、次のとおり。

1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電施設）の長期間・大規模にわたる機能の停止
2	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生
3	大規模な自然災害と感染症との同時発生

(2) リスクへの対応方策及び関連事業等の設定

起きてはならない最悪の事態を想定した上で、国土強靱化に資する施策を抽出し、事態ごとに施策の課題を整理しリスクへの対応方策及び関連事業等を設定します。

(3) 民間事業者の防災・減災対策の整理

災害時及び災害復旧・復興において、迅速な対応を行う上で民間事業者との連携及び民間事業者の経済活動の継続が必要不可欠であり、基本計画においても「今後の国土強靱化政策の展開方向」の1つの柱として「災害時の事業継続性の確保等に向けた官民連携強化」を掲げていることなどを踏まえ、民間事業者の防災・減災対策及び官民連携について整理し、市地域計画に反映するものです。

6 計画の期間と見直し

市地域計画は、本市の総合計画の改定、関係法令の改正、基本計画及び県地域計画の見直し、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を分析・整理することが求められることから、計画の期間を設けず、必要に応じ計画の見直しを行います。

7 今後のスケジュール

日程	内容
令和5年度	民間事業者に対する調査の実施 民間事業者の防災・減災対策の整理
	基本計画の見直しを踏まえた見直し事項の検討・整理
	リスクへの対応方策及び関連事業等に関する庁内調査
令和6年7月	意見交換会
8月	計画（案）作成
9月	パブリックコメントの実施
12月	計画の作成